

地震保険のツボ

1. 地震保険って？

地震保険は地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没または流出による損害を補償する地震災害専用の保険です。

地震保険は火災保険にセットして加入するもので、単独ではかけられません。火災保険のみでは、地震を原因とする火災による損害や、地震により延焼・拡大した損害は補償されないため、注意しましょう。



2. 保障内容と保険金の支払いは？

地震保険の対象は居住用の建物と家財です。

損害保険会社の調査員が、全損、半損、一部損と判定した場合、保険金が支払われます。

地震保険の契約金額の上限が火災保険金額の50%までなので、地震保険金額の全額が支払われたとしても、元の住まいの半分の価値のものしか建て直せないため、当座の生活を立て直すための資金の備えといった性格が強いといえます。

日頃から地震など災害への備えはしっかりと。

商品及びサービスに係る契約等のご相談は・・・

福岡市消費生活センター

TEL:092-781-0999 (相談コーナー直通)

※電話番号のかけ間違いにご注意ください

福岡市中央区舞鶴2-5-1 あいれふ7階

☆市ホームページ <http://www.city.fukuoka.lg.jp/> から「消費生活・各種相談」をクリック！かわら版のバックナンバーが印刷できます。

コピーして、回覧・配布などにお使いください。